

令和4年4月26日提出

令和4年4月市議会臨時会議案

(議案第31号)

木更津市

令和4年4月市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	1

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行に伴い、木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同条例の一部を改正する条例を令和 4 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第6号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月31日専決処分

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第14号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第17条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。